

## 法人認証カードサービス利用約款 新旧対照表

(下線箇所は変更部分)

変更(Ver.1.52)	現行(Ver.1.51)
<p>第4条(本サービスの申込み)            利用者は、法人認証カードサービス申込書(以下、「申込書」といいます。)に必要事項を記入し、記名押印のうえ<u>登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)(写し)、または印鑑証明書(写し)等(以下、「添付書類」といいます。)</u>を付して、当社に提出しなければなりません。</p> <p>2 利用者は、リカバーサービスは発行サービスに付帯するものであることに同意し、リカバーサービスの申込みは発行申込みと同時にできないことに同意するものとします。リカバーサービスの申込みがない場合に再発行するときは、再発行サービスの申込みとなることに同意するものとします。</p>	<p>第4条(本サービスの申込み)            利用者は、法人認証カードサービス申込書(以下、「申込書」といいます。)に必要事項を記入し、記名押印のうえ<u>運用規程に定める添付書類</u>を付して、当社に提出しなければなりません。</p> <p>2 利用者は、リカバーサービスは発行サービスに付帯するものであることに同意し、リカバーサービスの申込みは発行申込みと同時にできないことに同意するものとします。リカバーサービスの申込みがない場合に再発行するときは、再発行サービスの申込みとなることに同意するものとします。</p>
<p>第5条(申込書等に使用する文字)            本サービスでは、申込書記載のとおり電子証明書発行申請書および申請用電磁的記録媒体(公開鍵含む)(以下、「発行申請書類」といいます。)を作成します。利用者は、申込書の記入にあたっては、<u>添付書類</u>の記載内容と一致するように記入しなければなりません。</p> <p>申込書記載の文字が略字等のため<u>添付書類</u>の記載内容と一致しない場合は、<u>添付書類</u>の記載内容を真正なものとして、発行申請書類を作成することに同意しなければなりません。ただし、<u>添付書類</u>記載の文字がJIS第一水準、第二水準の範囲外である場合には、利用者が管轄法務局の登記官に電子証明書に記載する文字を確認して、当該文字を申込書に記入する必要があります。</p>	<p>第5条(申込書等に使用する文字)            本サービスでは、申込書記載のとおり電子証明書発行申請書および申請用電磁的記録媒体(公開鍵含む)(以下、「発行申請書類」といいます。)を作成します。利用者は、申込書の記入にあたっては、<u>登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)または印鑑証明書(以下、「登記事項証明書等」といいます。)</u>の記載内容と一致するように記入しなければなりません。</p> <p>申込書記載の文字が略字等のため<u>登記事項証明書等</u>の記載内容と一致しない場合は、<u>登記事項証明書等</u>の記載内容を真正なものとして、発行申請書類を作成することに同意しなければなりません。ただし、<u>登記事項証明書等</u>記載の文字がJIS第一水準、第二水準の範囲外である場合には、利用者が管轄法務局の登記官に電子証明書に記載する文字を確認して、当該文字を申込書に記入する必要があります。</p>